

<藤田委員提出資料>

総合評価式でも談合

公取、三十数社に課徴金へ

山梨県が発注した土木工事の入札で談合を繰り返しているとして、公正取引委員会は、同県内の建設会社三十数社に、独立禁止法違反（不当な取引制限）で総額約7億円の課徴金の納付を命じる方針を決めた。入札価格と合わせて技術力なども評価し、落札者を決める総合評価式でも、提出する文書の内容を調整していたという。

関係者によると、公取委が談合を認定したのは、山梨県建設業協会の塩山、石和両支部に所属する山梨市、甲州市、笛吹市などの建設会社。参加する他社の評価点を予測

遅くとも2006年ころから、両支部などでそれぞれ話し合い、落札予定社を決めていたとされる。

総合評価方式の入札は、一

般競争入札が主流になつて進

んだ低価格での落札や、工事

の質の低下を防ぐため全国の

自治体に広まつた。

山梨県によると、同方式を

07年度に導入。入札価格だけ

で判断するのではなく、県が

企業の技術力や信頼性、過去

の実績、地域への貢献度など

を点数化し、最も高評価を受けた業者が落札する。入札に

してくることから、談合の防

止に効果があるといつ。

しかし、関係者によると、

談合していたとされる各社

は、話し合いで決めた落札予

定社が作成した総合評価関連

の文書を見て、自社の文書を

劣る内容にしたり、自社の評

価があえて低くなるよう簡単

な内容にしたりして応札して

いたといつ。

一方、談合に加わっていた

ときれた建設会社の関係者は

「総合評価では自社の点数で

あつても完全には予測でき

ず、談合はできない」と反論

している。

(小島亮明)